

## 調査事業(実証事業)の具体的内容について(案)

## 1 趣旨

本調査は、既存の6次産業化、農商工連携、アグリビジネス、食農連携等に関する人材育成プログラムの内容や、プログラムの受講経験者の経験・実績の分析、これらの分野で高い実績を上げている実践者の先進的な取組の分析等により、プログラム認証基準案及び「できる」の評価基準案のレベル感や項目等の妥当性等について検証するものである。

なお、東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においては、「被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。」とされている。本調査においては、被災地及びその周辺地域で過去に実施された人材育成プログラムや、被災地及びその周辺地域で活動する人材の分析を優先的に行うこととする。

## 2 調査内容

## (1) プログラム認証基準案の妥当性の検証

## ア 既存の人材育成プログラムの分析

## i 調査対象

2007年からこれまでに、教育機関や行政機関の研修事業等により実施された、6次産業化(人材の名称変更後にあつては変更後の分野をいう。以下同じ。)についての5機関以上の人材育成プログラム(1日講座は除く。)を対象とする。当該プログラムの実施機関には、被災地及びその周辺地域の機関を必ず2件以上含むこととする。また、分析に資するよう、想定されるレベルがレベル2であるもの、レベル3であるものをそれぞれ含むこととする。

※ 応札者は、分析対象とするプログラムの実施機関を5件以上提案することとする。また、提案するにふさわしいと判断した根拠等を付すこととする。分析を行うプログラムの選定については受託者が行うこととし、事前に内閣府の承諾を受けることとする。

## ii 調査内容

i で選定した人材育成プログラムをプログラム認証基準案と比較し、プログラム認証基準案のレベル・分野ごとに、①相当するプログラムが実施されているか、②実施されている場合にはその内容、③時間数、④講師、⑤講義形式(座学、実習、演習、ケーススタディ等)を整理する。その際、当該人材育成プログラムの受講生の情報(受講者数、受講者の職業・年齢、受講の目的等)や、カリキュラム及びテキスト等について、可能な限り入手するよう努める。

### イ アの分析を踏まえたプログラム認証基準案の妥当性の検証

アの分析を踏まえ、プログラム認証基準案が、既存のプログラムと比較して不足している項目や追加すべき項目があるか、重要度の低い項目が入っていないかなどの妥当性の検証を行う。その際、(3)の調査の結果も十分踏まえる。

### ウ イの検証を踏まえた育成プログラム認証基準案の修正案の作成

内閣府や実践キャリア・アップ戦略専門タスク・フォース6次産業化人材ワーキング・グループ起草小委員会の委員等との調整を行った上で、イの検証を踏まえた育成プログラム認証基準案の修正案を作成する。

## (2)「できる」の評価基準案の妥当性の検証

### ア 6次産業化に取り組んでいる人材の「できる」の分析

#### i 調査対象

6次産業化に取り組んでいる者((3)の実践者を除く。)20名程度以上を対象とし、①事業主(1次産業者・2次産業者・3次産業者)、②食関連の法人スタッフ、③コンサルタント・アドバイザー等の3区分ごとに調査を実施する。対象者は、2007年からこれまでに6次産業化についての人材育成プログラムを受講した者の中から選定することを原則とし、対象者の選定が困難である場合は、一部にプログラムを受講していない者を含むことも可とする。なお、調査対象者には、被災地及びその周辺地域において活動している者を①～③の区分ごとに必ず2人以上含むこととする。

## ii 調査内容

i で選定した者に対して、

- ① 「できる」の評価基準案の「経験」及び「成果」の各項目（経験年数及び事業成果（売上・収支、商品・サービスの開発、販路開拓・プロモーション、連携・コーディネート体制等））
- ② 受講したプログラムに対する評価（プログラムに必要な内容・不必要な内容は何か、受講前に何を知っていたか、受講後にさらに学びたいことは何か等）

についてヒアリング調査を行い、項目ごとの実績値や取組内容を分析する。なお、受託者において、追加的に上記以外の項目についての調査を行うことも可とする。また、分析の成果に応じて、受託者において追加的にヒアリング調査以外の手法による調査を行うことも可とする。また、ヒアリングには実践キャリア・アップ戦略専門タスクフォース6次産業化人材WG起草小委員会の委員や内閣府の職員が同行することもあり得るので事前に十分に調整を行うこととする。

※ 応札者は、①調査の対象の区分ごとの人数（見込み）、②調査対象とする人材が受講したプログラム名、③必要に応じて上記以外の調査内容を提案することとし、その際、提案するにふさわしいと判断した根拠等を付すこととする。分析を行う人材の選定については受託者が行うこととし、事前に内閣府の承諾を受けることとする。

## イ アの分析を踏まえた「できる」の評価基準案の妥当性の検証

アの分析を踏まえて、

- ① レベルの定義の妥当性
- ② 「できる」の評価基準案の項目の妥当性（実際に6次産業化に取り組む人材の「できる」を評価するのにふさわしい項目であるか）

の検証を行う。加えて、評価基準案の項目ごとの評価指標案としてどのようなものがふさわしいか検証を行う。その際、(3)の調査の結果も十分踏まえる。

#### ウ イの検証を踏まえた「できる」の評価基準案の修正案の作成

内閣府や実践キャリア・アップ戦略専門タスク・フォース6次産業化人材ワーキング・グループ起草小委員会の委員等との調整を行った上で、イの検証を踏まえた「できる」の評価基準案の項目について、各項目の評価指標案も含めた形で修正案を作成する。

#### (3)実践者ヒアリング

6次産業化の分野において、高い実績を上げている者や本テーマの有識者に対して、

- ① 実績を上げるまでにどこでどのような経験をしたか
- ② ビジネスに必要な知識をどこでどのように習得したか
- ③ 事業の多角化や商品のブランド化をどのように図ったか
- ④ 販路をどのように広げたか
- ⑤ 関係者やプロジェクトを束ねる「マネジメントスキル」をどのように習得したか
- ⑥ 他の実践者を評価する場合の評価のポイントは何か

等について、ヒアリングを行う。ヒアリングの対象者は、10～20名程度を目安として、できるだけ幅広い分野から多様な人材を選定することとし、被災地及びその周辺地域において活動する人材を複数名含むこととする。なお、ヒアリングの成果に応じて、受託者において追加的にヒアリングを行うことも可とする。また、ヒアリングには実践キャリア・アップ戦略専門タスクフォース6次産業化人材WG起草小委員会の委員や内閣府の職員が同行することもあり得るので事前に十分に調整を行うこととする。

※ 応札者は、ヒアリング先として、実践者、有識者等の具体的な対象者名及び人数を提案することとする。なお、ヒアリング先となる実践者、有識者等の選定については受託者が行うこととし、事前に内閣府の承諾を受けることとする。

### 3 報告書の作成

- ・ 報告書には、必ず以下を含めることとする。
  - (1)プログラム認証基準案の妥当性の検証
    - ・既存の人材育成プログラムの分野の分布マップ
    - ・既存の人材育成プログラムとプログラム認証基準案との対比表
    - ・プログラム認証基準案の修正案
  - (2)「できる」の評価基準案の妥当性の検証
    - ・レベル2～4の「できる」の評価基準案の項目ごとの評価指標案

### 4 作業スケジュール

※ 11月上旬に受託者の公募を開始

平成23年12月上旬～平成23年12月下旬	プログラム認証基準案の調査・検証 「できる」の評価基準案の調査・検証
平成24年1月上旬～平成24年2月下旬	プログラム認証基準案の分析・修正案の検討 「できる」の評価基準案の分析・修正案の検討
平成24年3月上旬～平成24年3月30日	報告書のとりまとめ

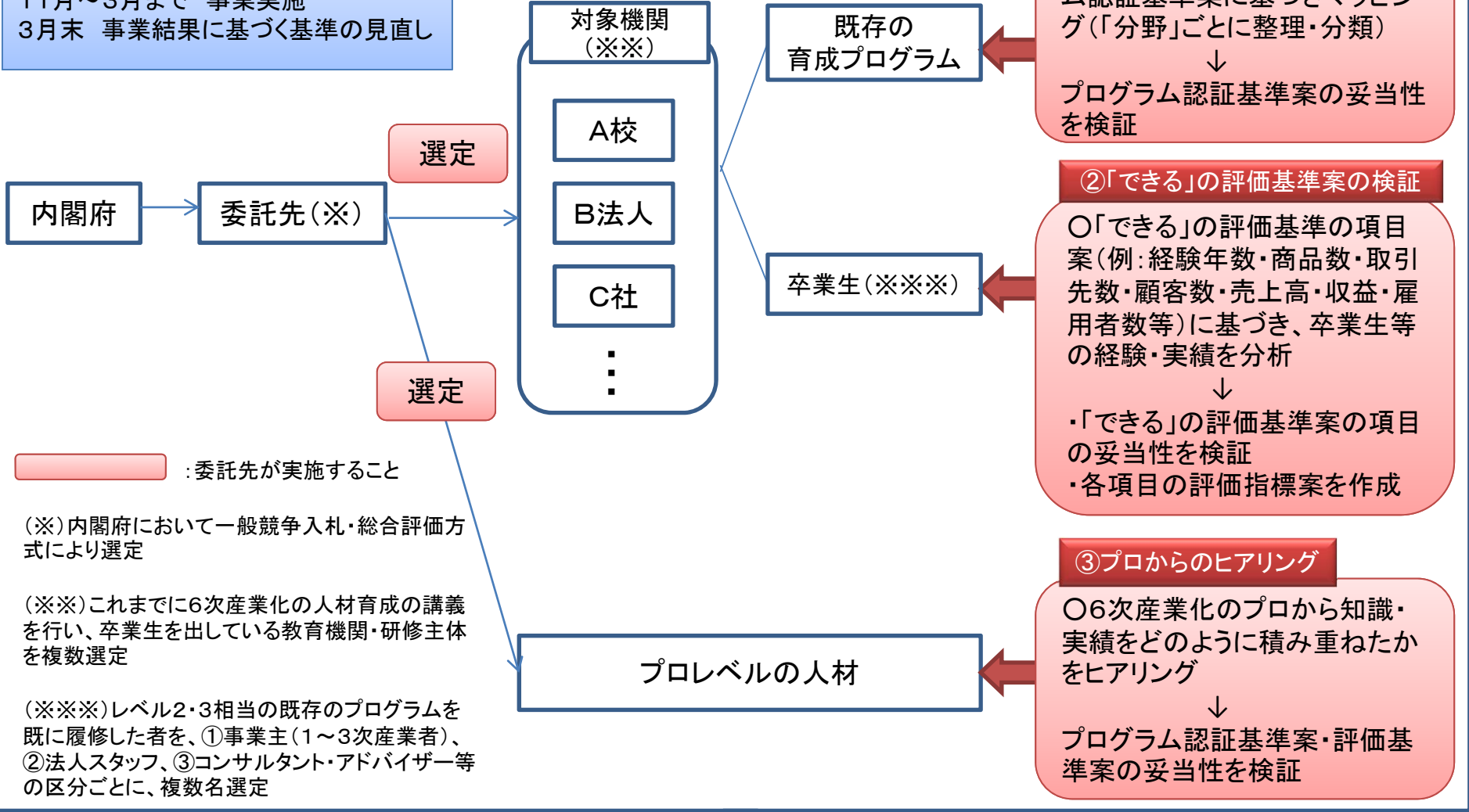
### 5 その他

- (1)受託者には、過去5年間(2006～2010年度)に、複数件の6次産業化、農商工連携、アグリビジネス又は食農連携に関するビジネスモデルや人材育成についての調査研究の受託実績がある事業者でなければならない。
- (2)本調査の実施に当たっては、遂行可能な人員を確保するとともに、事業者・業務従事者ともに、調査内容に関する十分な知識・知見を有していなければならない。

# 調査事業(実証事業)の実施について

(参考)

<スケジュール(案)>  
11月中旬 委託先を公募・決定  
11月～3月まで 事業実施  
3月末 事業結果に基づく基準の見直し



事業結果を踏まえて小委員会において基準を具体化し、WGで承認